

(単位:円/税込)

施設	面積 (㎡)	利用時間 区分	1日				超過 1時間まで	6日間 (火曜日～日曜日)	備考
			10時～18時	午前 10時～12時	午後1 13時～15時	午後2 15時半～17時半			
①メインギャラリー	545		70,000				10,000	420,000	※備考7 備品、電気代含む
②サブギャラリー (AB全面)	128		16,000				2,500	96,000	
サブギャラリーA	60		9,000						
サブギャラリーB	68		10,000						
施設	面積 (㎡)	利用時間 区分	1日				超過 1時間まで	6日間 (火曜日～日曜日)	備考
			10時～18時	午前 10時～12時	午後1 13時～15時	午後2 15時半～17時半			
③キューブホール	175	平日	18,000	6,000	6,000	6,000	3,500	114,000	時間区分利用の申込受付は3か月前から ※備考7 (左記は平日4日・土日祝2日の場合) 備品、電気代含む
		土曜・日曜 および休日	21,000	7,000	7,000	7,000	3,500		
アトリエ	57	平日	6,000	2,000	2,000	2,000	1,000		備品、電気代含む
		土曜・日曜 および休日	7,500	2,500	2,500	2,500	1,500		
ホワイエの一部 (共用スペース)	25		6,000	2,000	2,000	2,000	1,000		
ライブラリーの一部 (共用スペース)	42		9,000	3,000	3,000	3,000	1,500		
おおやね広場 (共用スペース)	225		6,000	2,000	2,000	2,000	2,000		
屋上庭園(芝生部分) (共用スペース)	475		7,500	2,500	2,500	2,500	2,500		

※ 共有スペースに備品は付属していません。

施設	面積 (㎡)	昼間 10時～18時	午前 10時～12時	午後1 12時～14時	午後2 14時～16時	午後3 16時～18時	備考
会議室	23	4,000	1,000/2時間 以降1時間につき500円				

※ 会議室での営業・宣伝・販売・販促行為はできません。また、利用申請者が把握できない不特定多数の者の入室を伴う利用はできません。

庭園利用料金 (変更なし)

(単位:円/税込)

行為名	貸出し単価	時間	利用料金	備考
行商、募金、出店その他これらに類する行為	1㎡	1日	650	
興行及び競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部(ガーデンハウスを除く)を利用すること。	1㎡	1時間	2	一件の利用料金の金額が100円未満のときは、100円とする。
業として写真を撮影すること	—	1日	1,949	
業として映画(動画)を撮影すること	—	1日	7,777	

備考:

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいいます。
- 2 利用者が、文化芸術センターの設置目的以外で利用する場合は、この表に定める利用料の10割に相当する額を加算します。
- 3 市民並びに伊丹市、川西市、三田市、西宮市塩瀬地区、山口地区、神戸市北区道場町及び猪名川町の区域内に住所を有する者以外の者が利用するときは、この表に定める利用料の10割に相当する額を加算します。
- 4 利用時間の区分をまたがって利用する場合は、それぞれの区分の利用料金の合計とし、連続して利用することができます。
- 5 利用時間を超過された場合は、別に1時間につきこの表に定める利用料金を加算します。この場合、1時間未満は1時間とみなします。ただし、備考2または3の規定に該当する場合は、これらの規定により加算された額となります。また、原則として、メインギャラリー、サブギャラリー、キューブホールを展覧会等の利用で、1週間単位で利用する場合に、利用者が催事の準備(搬入・設営)及び後片付け(撤去・搬出)で開館時間外の作業を必要とする場合は、事前に超過申込をすることができます(開館時間は10時から18時)。ただし、事前の超過申込は、受付ができない場合や時間上限がありますのでご相談ください。(申込は利用日の1か月前の開館初日まで)
- 6 この表に定める共用スペースの範囲を超えて占有して利用しようとする場合は、1㎡あたり1時間につき36円で計算して加算します。ただし、備考2または3の規定に該当する場合は、これらの規定により加算された額となります。(100円未満は切り捨て)
- 7 メインギャラリー、サブギャラリー、キューブホールの1週間単位の貸出しは、指定管理者の指定する単位(おおむね6日間)となり、原則休館日と休館日の間の期間とします。ただし、祝日開館等により、貸出日数が増減する場合は、日数及び曜日に応じて、1日単位の利用料金を増減額するものとします。
- 8 庭園利用については、8時間分の利用金額を1日の上限金額とし、1日9時間以上の利用の場合は上限金額を適用します。(1日とは午前0時から翌午前0時までの間)